

令和6年9月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和6年8月27日	
2	招 集 日	令和6年9月3日	
3	提出議案件数	24件	
		予 算 2件	
		条 例 6件	
		その他 16件	
4	議案等件名		
	議案第61号	令和6年度西条市一般会計補正予算（第4回） の専決処分について	1
	議案第62号	令和6年度西条市一般会計補正予算（第5回） について	別 冊
	議案第63号	令和6年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第3回）について	
	議案第64号	令和5年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳 出決算の認定について	
	議案第65号	令和5年度西条市水道事業会計決算の認定につ いて	
	議案第66号	令和5年度西条市病院事業会計決算の認定につ いて	
	議案第67号	令和5年度西条市公共下水道事業会計決算の認 定について	
	議案第68号	分収造林契約の変更について	2
	議案第69号	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の 変更及び規約の変更について	3
	議案第70号	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ いて	4
	議案第71号	市道路線の廃止について	5
	議案第72号	西条市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部を改正する条例について	6
	議案第73号	西条市福祉センター設置及び管理条例及び西条 市保健センター設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	7

議案第 7 4 号	西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 を改正する条例について	8
議案第 7 5 号	西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例 について	9
議案第 7 6 号	西条市地域包括支援センターの人員及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について	1 0
議案第 7 7 号	西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運 営等の基準等を定める条例の一部を改正する条 例について	1 1
報告第 1 0 号	令和 5 年度西条市財政健全化判断比率及び公営 企業における資金不足比率の報告について	1 2
報告第 1 1 号	令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	1 3
報告第 1 2 号	令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	1 4
報告第 1 3 号	令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	1 5
報告第 1 4 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	1 6
報告第 1 5 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	〃
報告第 1 6 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	1 7

議案第 6 1 号 令和 6 年度西条市一般会計補正予算（第 4 回）の専決
処分について

（財政課）

1 提出の理由

令和 6 年度西条市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律
第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規
定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

2 概要

市ホームページ等へのイラストの無断使用による著作権侵害に対する損害
賠償請求事件について応訴に必要な経費を予算措置したもの

3 予算の内容

4, 3 5 0 千円

弁護士委託料 3, 9 6 3 千円

普通旅費 3 8 7 千円

議案第 6 8 号 分収造林契約の変更について

(林業振興課)

1 提出の理由

西条市丹原町川根地区における分収造林契約地において、育成複層林施業を実施するため、分収造林契約を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

本市が、国立研究開発法人森林研究・整備機構と契約している分収造林契約（二者契約）のうち 2 件について、いしづち森林組合を造林義務者とする三者契約に変更する。

三者契約への変更に伴い、収益分収割合を次のとおり変更する。

(1) 変更前

西条市	6 0 %
国立研究開発法人森林研究・整備機構	4 0 %

(2) 変更後

西条市	5 0 %
国立研究開発法人森林研究・整備機構	4 0 %
いしづち森林組合	1 0 %

議案第 69 号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

(徴収課)

1 提出の理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号。以下「法律」という。）の施行により、令和 6 年度から森林環境税を市町が個人住民税と併せて賦課徴収することに伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、及び同機構の規約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に法律第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務を追加するとともに、同機構の規約に当該共同処理する事務の追加に関する変更を行う。

議案第 70 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(国保医療課)

1 提出の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行により、令和 6 年 1 月 2 日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約における被保険者証等に関する規定を削除する。

議案第 7 1 号 市道路線の廃止について

(建設道路課)

1 提出の理由

市営住宅川原谷第 1 団地の解体撤去に伴い、市道川原谷団地線の路線を廃止しようとするものである。

2 廃止路線概要

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 整理番号 | K O 3 0 4 9 |
| (2) 名 称 | 川原谷団地線 |
| (3) 延 長 | 1 6 8 . 2 m |
| (4) 幅 員 | 4 . 0 m ~ 6 . 0 m |

議案第 7 2 号 西条市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例について

(子育て支援課)

1 提出の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）の
一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

児童手当に係る特例給付の廃止に伴い、特例給付に関する規定を削除する。

3 施行期日

令和 6 年 1 0 月 1 日

議案第 73 号 西条市福祉センター設置及び管理条例及び西条市保健
センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につ
いて

(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和 7 年度から西条市丹原保健センター及び西条市小松保健センターの機能を西条市東予保健センターに集約するとともに、西条市小松地域福祉センターについても、福祉センター機能を廃止した上で、西条市東予総合福祉センターに集約し、それぞれを西部地域の拠点である西条市西部保健センター及び西条市西部総合福祉センターとして再編するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 施設の名称を、西条市東予総合福祉センターから西条市西部総合福祉センターに改める。
- (2) 施設の名称を、西条市東予保健センターから西条市西部保健センターに改める。
- (3) 西条市小松地域福祉センター、西条市丹原保健センター及び西条市小松保健センターに関する規定を削除する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。ただし、準備行為に関する規定は、公布の日

議案第 7 4 号 西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正
する条例について

(生活福祉課)

1 提出の理由

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議することを目的として、西条市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 所掌事務(第16条第2項関係)

委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議する。

(2) 組織(第16条第3項関係)

委員会は、委員5人以内で組織する。

(3) 委員(第16条第4項―第6項関係)

ア 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

イ 任期は2年とするが、再任されることができる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

議案第 75 号 西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(国保医療課)

1 提出の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 現行の被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則の規定を削除する。
- (2) 条例において引用している国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定について整備する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日

(2) 経過措置

条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における条例の施行の日以後にした行為に対する罰則に関する経過措置を定める。

議案第 7 6 号 西条市地域包括支援センターの人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
(介護保険課)

1 提出の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 6 1 号)が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 基本方針に関する規定において引用している介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号)の規定について整備する。
- (2) 地域包括支援センター(以下「センター」という。)の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)が認める場合は、常勤換算方法によることができることを定める。
- (3) 運営協議会が認める場合は、複数のセンターが担当するそれぞれの区域における第 1 号被保険者の合計数に応じた数の職員を個々のセンターに振り分けて配置することで配置基準を満たすものとするを定める。
- (4) センターに配置する主任介護支援専門員の規定について整備する。

3 施行期日

公布の日

議案第 77 号 西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の
基準等を定める条例の一部を改正する条例について
(介護保険課)

1 提出の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

指定介護予防支援の業務の委託に関する規定において引用している介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の規定について整備する。

3 施行期日

公布の日

報告第10号 令和5年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

(財政課)

1 提出の理由

令和5年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 財政健全化判断比率

(単位：パーセント)

比 率	西条市比率	備 考
①実質赤字比率	—	①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字であれば「－（傍線）」と表示される。
②連結実質赤字比率	—	
③実質公債費比率	7.6	③実質公債費比率と④将来負担比率は暫定値
④将来負担比率	49.8	

3 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
⑤ 公営企業における資金不足比率	港湾上屋事業特別会計	公営企業における資金不足は無し
	小松地域交流事業特別会計	
	本谷温泉事業特別会計	

報告第 1 1 号 令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(水道業務課)

1 提出の理由

令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第 1 2 号 令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第13号 令和5年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(下水道業務課)

1 提出の理由

令和5年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	公共下水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第14号・報告第15号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

(衛生課)

1 提出の理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金623,250円

通院受診及び慰謝料に係る額 金208,273円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第 16 号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

(消防本部総務課)

1 提出の理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 45,980 円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。